

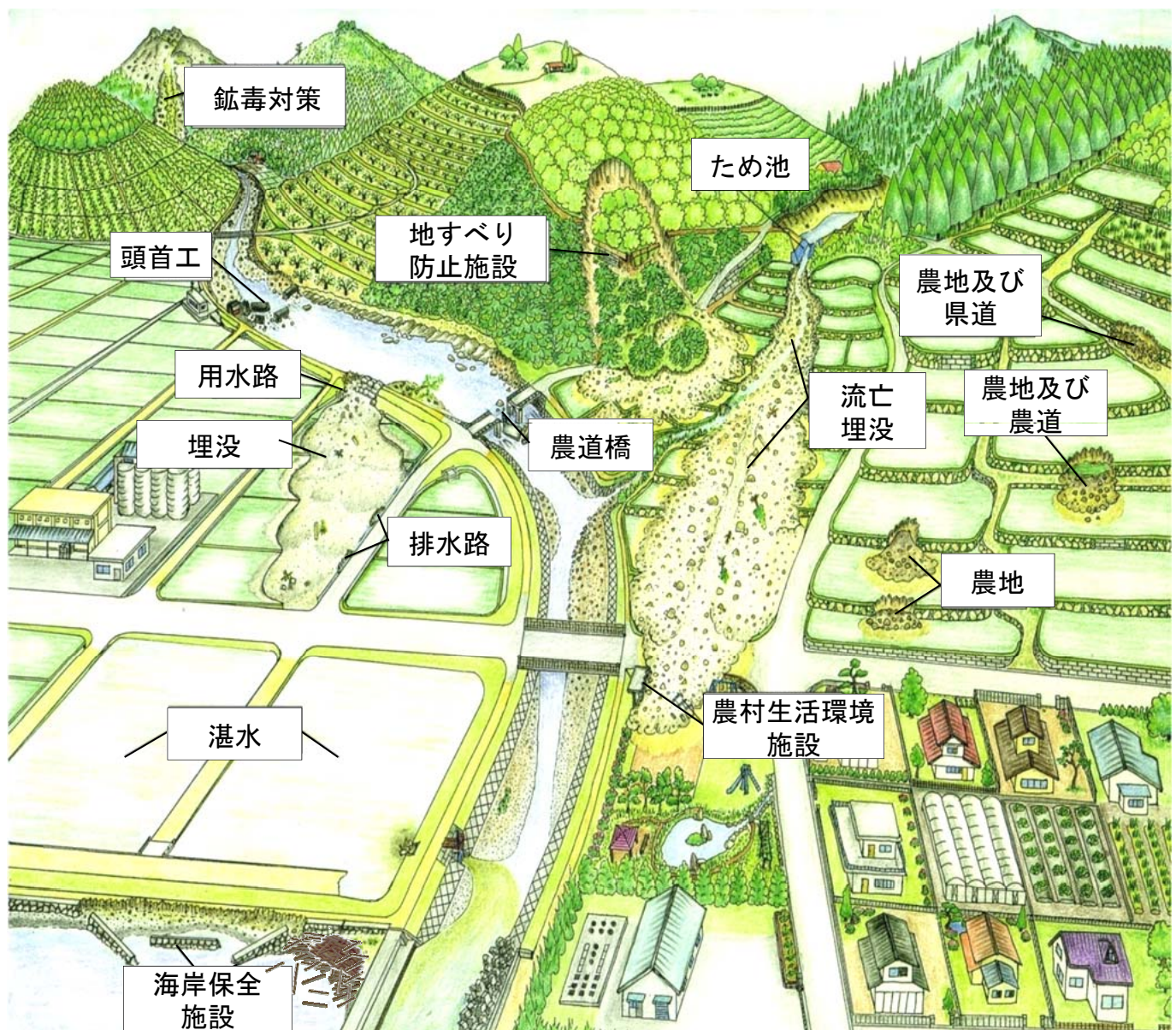
農地・農業用施設の復旧 を支援します

<対象施設>

農地（耕作の用に供されている土地、現に耕作している土地）
農業用施設（ため池、頭首工、水路、農道、揚水機、堤防、
【暫定法】 橋梁、農地保全施設）

<対象となる条件>

- ① 受益戸数が2戸以上の施設であること
 - ② 1箇所の工事費※が40万円以上のもの
- ※ 同じ種類の施設が被災した場合で、その被災箇所が
150m以内の間隔で連続しているものは合算可能



排水機場が復旧するまでの間、 農地を含む地域の排水を 緊急的に行います

<事業内容>

- ① 津波により湛水した農地からの緊急的な排水
- ② 被災した排水機場が復旧するまでの地域の排水に必要となる、災害応急用ポンプ等の配備、運用の一切を、国が全額負担して実施します。

<開始手続き>

手続きは簡単です

県・市町村
土地改良区

申請

東北農政局
土地改良技術事務所



農地の湛水を早く
解消して欲しい



国がポンプの
設置、運転管理
を行います



排水機場が復旧
するまで、仮設
ポンプで排水して
欲しい



<お問い合わせ窓口>

東北農政局土地改良技術事務所 施設・管理課 電話022-295-5547

除塩事業を創設しました

＜事業内容＞

- 東日本大震災に伴う津波により、海水が農用地に浸入し塩害が生じている場合に、除塩事業を実施します。

（対象となる主な工種）

- ・ かんがい排水施設の新設
- ・ 揚排水機の運転経費
- ・ 石灰等の施用及び耕起・碎土
- ・ 排土、客土

＜事業実施主体＞

- 国、都道府県、市町村、土地改良区

＜実施要件＞

- 塩分濃度が**0.1%**以上の農用地
（畑作地にあっては**0.05%**以上）

※ 塩分濃度は事業実施主体が専用機器を用いれば、容易に現場で測定できます。

- 1箇所の工事費が40万円以上のもの
- 国が事業実施主体の場合、面積**20ha**以上

作付けできない。

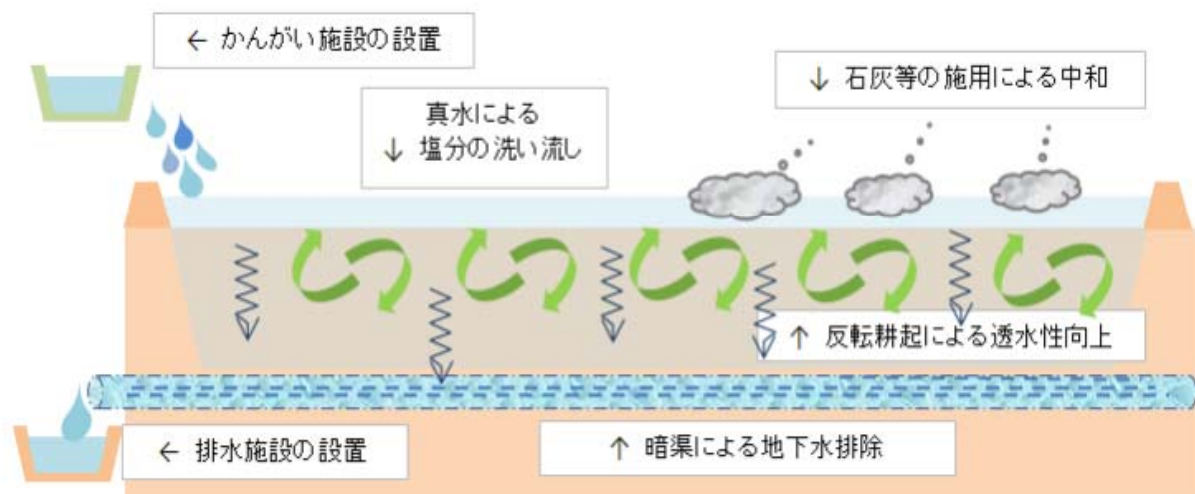


【海水がたまった水田】排水、注水、攪はんを繰り返して、水稲の生育に影響がない塩分濃度まで除塩します。

<補助率>

9/10

<除塩対策のイメージ図>



<お問い合わせ窓口>

農村振興局整備部防災課 03-6744-2211

津波による災害に対処するため 農地・農業用施設の復旧制度 を拡充しました

＜拡充内容＞

- 土地改良法特例法に基づき、災害復旧と併せて行う区画整理や施設の改良に激甚法と同等の嵩上げ※が適用されることとなりました。

※ 詳しい内容についてはP. 19をご覧ください。

- 国が実施主体となって農地の復旧や施設の改良を行うことが可能になりました。

事業主体	対象		国庫負担 嵩上げ
都道府県等	農地	災害復旧	有
		災害復旧と併せて行う区画整理	有
	農業用施設	災害復旧	有
		災害復旧と併せて行う改良	有
国	農地	災害復旧	有
		災害復旧と併せて行う区画整理	有
	農業用施設	災害復旧	有
		災害復旧と併せて行う改良	有

※着色部が今回の拡充箇所

＜お問い合わせ窓口＞

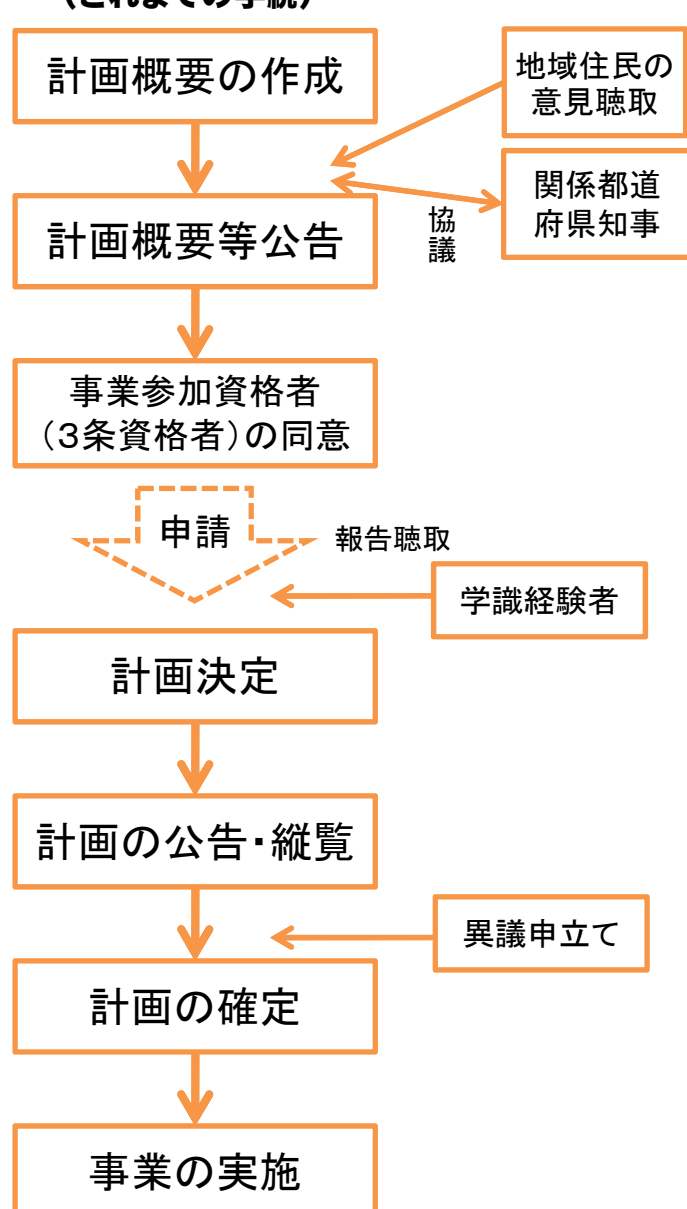
農村振興局整備部防災課 03-6744-2211

津波による災害に対処する 土地改良事業の開始手続きを 簡素化しました

＜拡充内容＞

- 土地改良法特例法に基づき、災害復旧事業と併せて行う土地改良施設の変更、区画整理等の事業を、国又は都道府県が**申請によらず**行うことができるようになりました。これまで申請人が行う必要があった手続を国・都道府県が実施します。

(これまでの手続)



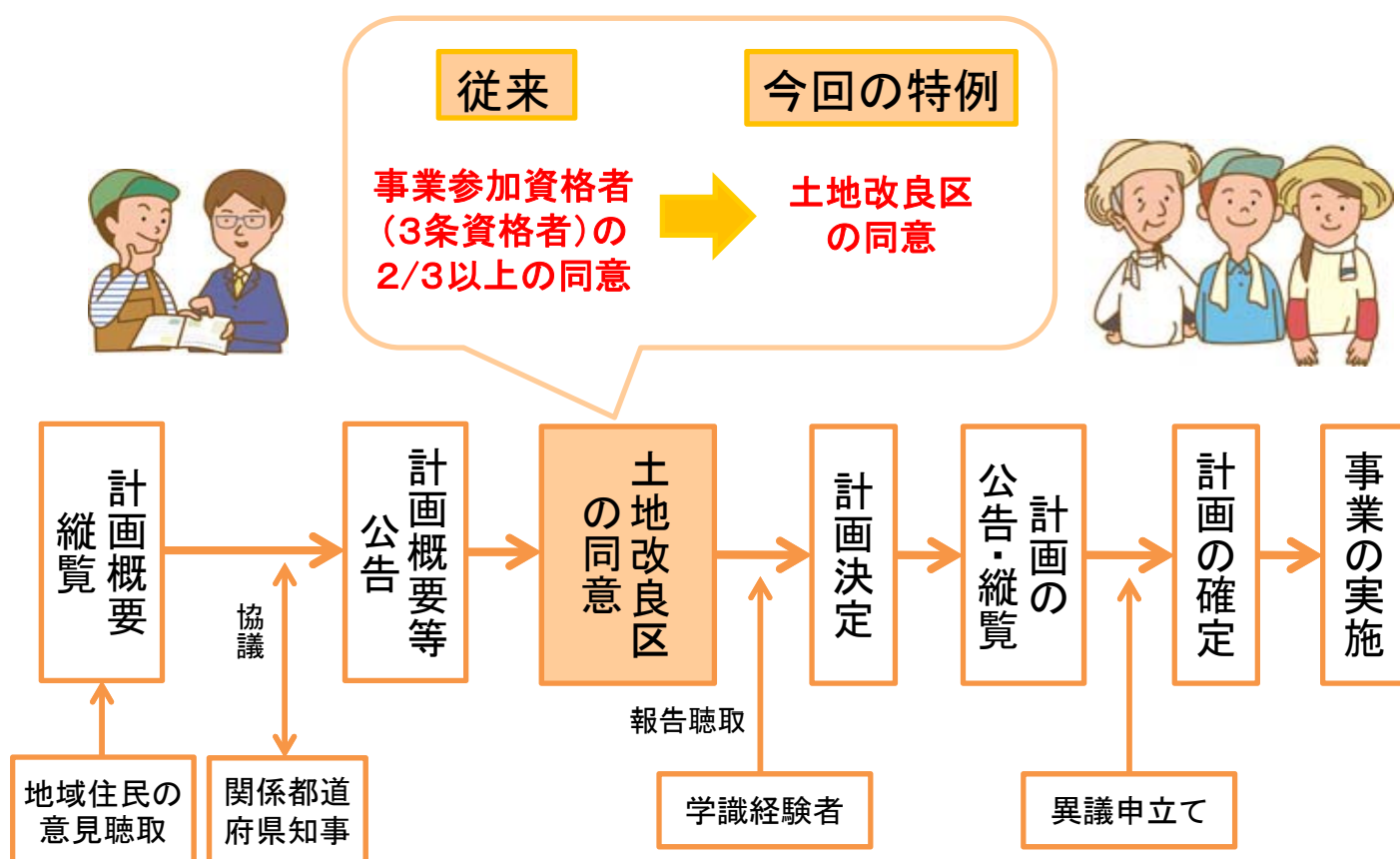
この部分の手続を
国・都道府県が農家
に代わって実施します。

同意徴集等を国又は都道府県が行うことで、被災地の農家の皆様に負担をかけることなく事業を開始します。



この部分の手続は従来どおり国・都道府県が実施します。

- **土地改良施設の変更に係る農地所有者等同意徴集の手続きについて、組合員の権利や利益を侵害するおそれがない場合には、土地改良区の同意をもってこれに代えることができるようになりました。**



※ ただし、区画整理については従来どおり3条資格者の2/3以上の同意が必要です。

＜お問い合わせ窓口＞

農村振興局整備部土地改良企画課 03-6744-2187

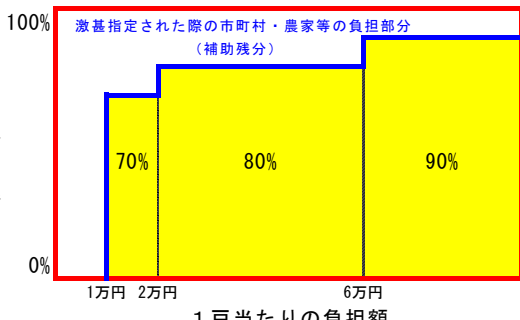
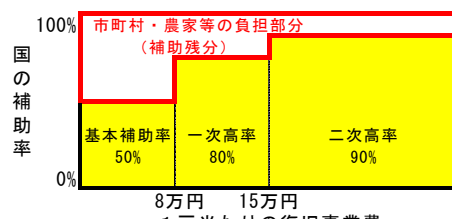
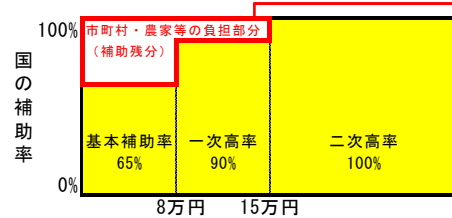
<主な事業>

区分	災害復旧事業	概要等	事業実施主体	主な採択要件
本 災	直轄災害復旧事業	国で造成した農業用施設が被災した場合の復旧（完了地区を含む）	国	実施中の地区においては、事業費が500万円以上（1箇所75万円以上のもの）であり、かつ基本事業の当該年度残事業費の1%を超えるもの 完了地区においては1箇所の事業費が2,000万円以上のもの
	農地災害復旧事業	被災した農地の復旧	〔国〕、都道府県、市町村、土地改良区等	1箇所の工事費が40万円以上のもの
	農業用施設災害復旧事業	被災した水路、ため池、農道等の農業用施設の復旧	〔国〕、都道府県、市町村、土地改良区等	1箇所の工事費が40万円以上のもの
	海岸保全施設災害復旧事業	海岸保全区域内の海岸保全施設の災害復旧	都道府県、市町村 国【代行】P6参照	1箇所の工事費が120万円以上。ただし、政令指定都市以外の市町村は60万円以上のもの
関 連 災	農地災害関連区画整備事業	農地復旧と併せて実施する区画整理	〔国〕、都道府県、市町村、土地改良区等	再度災害防止のために行うものであって、受益戸数2戸以上、工事費400万円以上、復旧事業の被災面積・復旧工事費以内、他の改良計画が無く、事業効果大のもの
	農業用施設災害関連事業	農業用施設復旧と併せて実施する改良工事	〔国〕、都道府県、市町村、土地改良区等	工事費200万円以上、かつ復旧工事費以内、他の改良計画がなく、効果大のもの
	海岸保全施設災害関連事業	海岸保全施設の災害復旧に併せて行う当該被災又は一連の施設整備	都道府県、市町村 国【代行】P6参照	1箇所の工事費が600（県、指定都市800）万円以上、かつ復旧工事費を超えないものであって、他の改良計画がなく、効果大のもの
	災害関連農村生活環境施設復旧事業	農地等復旧と関連して実施する生活環境施設の復旧	市町村、土地改良区等	1箇所の工事費が200万円以上、かつ受益戸数2戸以上であって、維持工事、維持管理不良、設計・施工不良、他の事業の施工中に生じたものでないもの

注：〔 〕内は土地改良法特例法に基づき、津波の被害に対処するための事業の場合

<補助率>

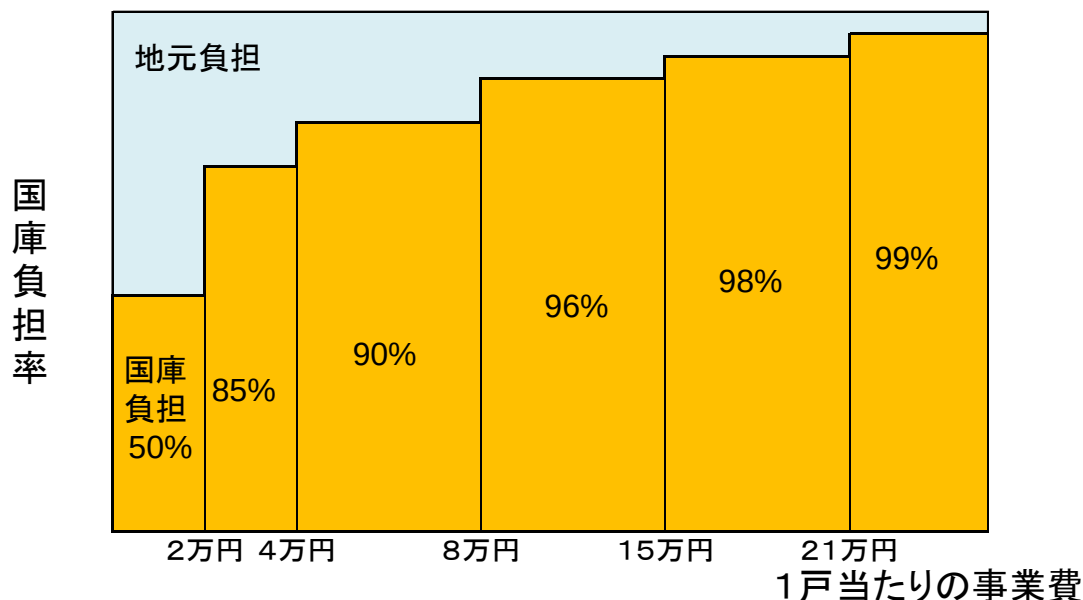
1. 農地・農業用施設【暫定法】

補助事業	区分	暫定法補助率			激甚法補助率高上げ		
		通常補助率	単年災害高率補助率				
			一次高率	二次高率			
		1戸当たり事業費（総事業費／耕作者実数）が8万円までの部分	1戸当たり事業費が8万円を超え15万円までの部分	1戸当たり事業費が15万円を超える部分	1戸当たり負担額が1万円を超え2万円までの部分	1戸当たり負担額が2万円を超え6万円までの部分	1戸当たり負担額が6万円を超える部分
	農地	50% (沖縄80%)	80%	90%	70%	80%	90%
	農業用施設	65% (沖縄80%)	90%	100%	70%	80%	90%
	○農地				1戸当たりの負担額（左図赤囲い部「市町村・農家等の負担部分」）について、下図の補助率を適用 		
							
	○農業用施設						
							
注1. 暫定法補助率の算定の場合の市町村ごとの1戸当たりの事業費は災害関連事業を除いたもので算出する。				注. その年の発生災害のうち、激甚災害に係る災害復旧事業について暫定法により算定された補助残額及び災害関連事業の補助残額の総額が1戸当たり2万円以上の市町村について、上記区分により適用される。			
注2. その年を含む過去3カ年に発生した災害により甚大な被害を受けた地域においては、連年災害による補助率の特例がある。							
直轄事業	土地改良法国庫負担率						
	区分	通常補助率	一次高率	二次高率			
		1戸当たり事業費（総事業費／耕作者実数）が8万円までの部分	1戸当たり事業費が8万円を超え15万円までの部分	1戸当たり事業費が15万円を超える部分			
農業用施設	65% (北海道、離島、奄美 85%) (沖縄 90%)	90%	100%				

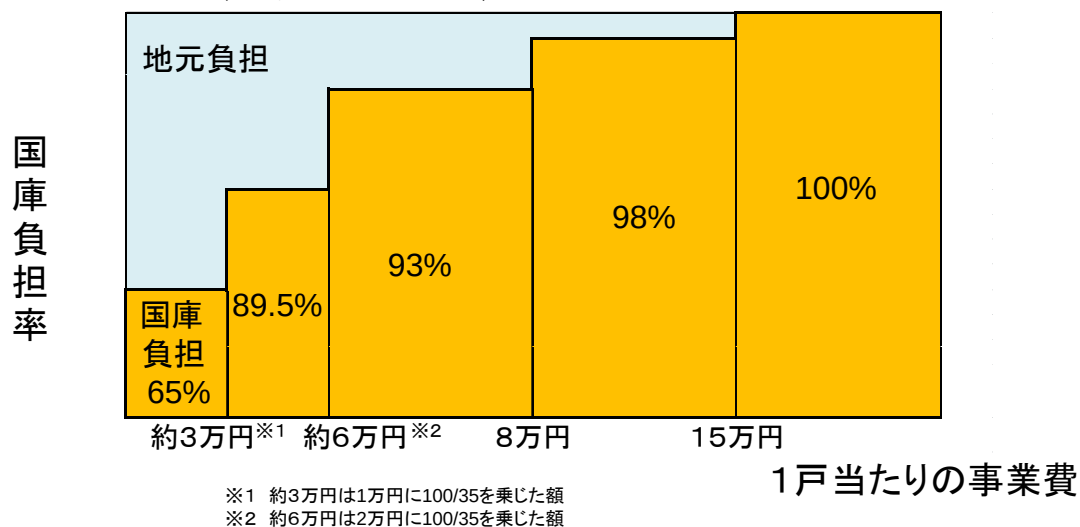
2. 津波による災害に対処するための農地・農業用施設の国庫負担率

〔土地改良法特例法に基づき、災害復旧と併せて行う区画整理や農業用施設の改良に激甚法と同等の嵩上げが適用される場合〕

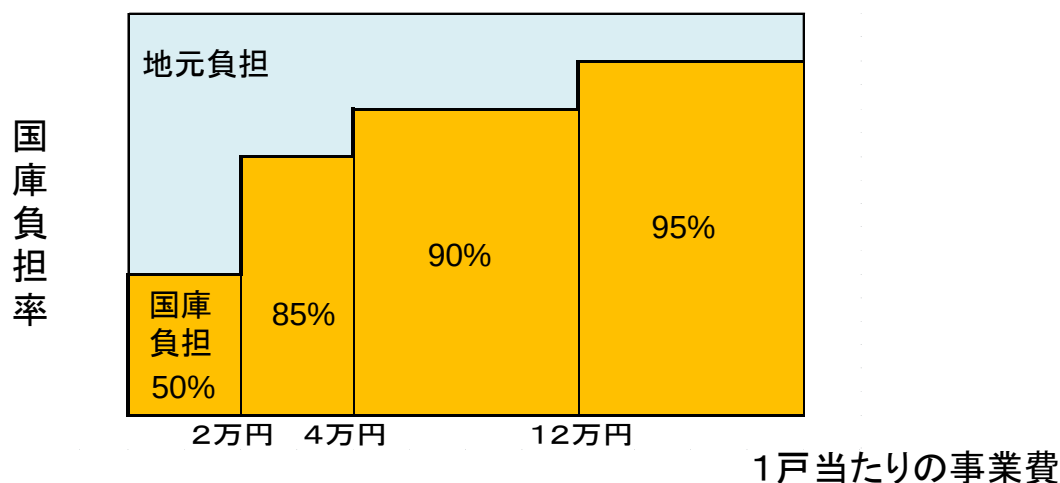
○災害復旧（農地）



○災害復旧（農業用施設）



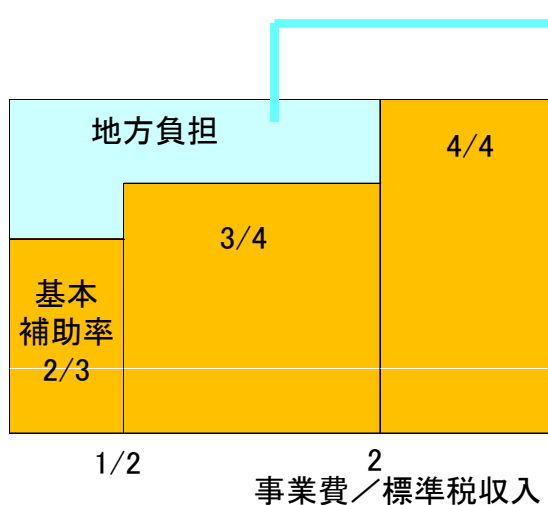
○災害復旧と併せて行う区画整理・農業用施設の改良



3. 海岸保全施設・地すべり防止施設【負担法】

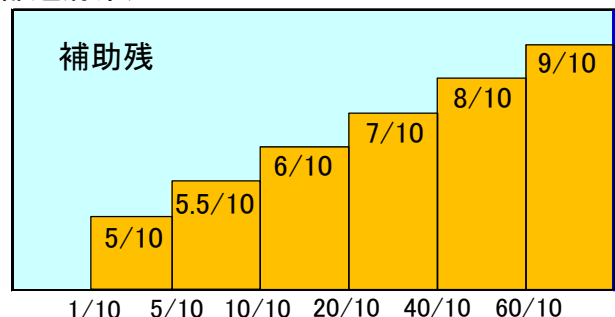
補助 率 及 び 直 轄 事 業	負 担 法 国 庫 負 担 率			激 甚 法 国 庫 負 担 率 嵩 上 げ		
	通 常 国 庫 負 担 率			区 分	事 業 ご と の 負 担 合 計 額	国 庫 負担率
	標準税収入の1/2に相 当するまでの事業費	標準税収入の1/2を超 え2倍に達するまでの 事業費	標準税収入の2倍を超 える事業費	都 道 府 県	標準税収入の 10/100を超え 50/100までの額	50
	2/3	3/4	4/4		〃 50/100 〃 100/100 〃	55
					〃 100/100 〃 200/100 〃	60
					〃 200/100 〃 400/100 〃	70
					〃 400/100 〃 600/100 〃	80
					〃 600/100を超える額	90
	1. 事業費は、その年に発生した災害の災害復旧事業費の総額をいい、 標準税収入は、その年の当該地方公共団体の標準税収入をいう。			市	標準税収入の 5/100を超え 10/100までの額	60
					〃 10/100 〃 100/100 〃	70
2. 北海道、離島、奄美、沖縄、小笠原諸島については、通常国庫負 担率により算出した率が4／5に満たない場合は4／5とする。			町	〃 100/100 〃 200/100 〃	75	
				〃 200/100 〃 400/100 〃	80	
3. その年を含む過去3カ年に発生した災害により甚大な被害を受け た地域においては、連年災害による負担率の特例がある。			村	〃 400/100を超える額	90	
			事業毎の負担合計額とは、その年の激甚災害に係る事業毎の地方 公共団体の負担額をいい、標準税収入とは、その年の当該地方公 共団体の標準税収入をいう。			

一般災害における国庫補助

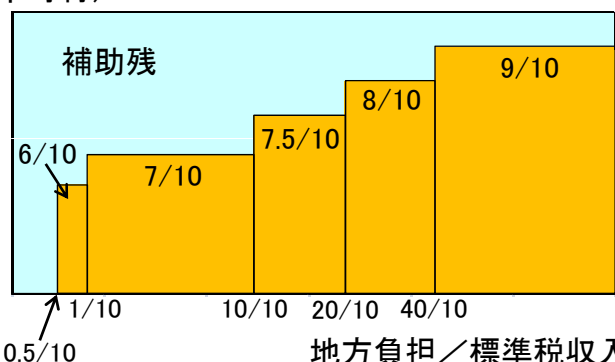


激甚災害における国庫補助

について、その年の激甚災害の復旧事業等に係る負担額を基に補助率を嵩上げ（都道府県）



（市町村）



4. 災害関連事業の負担率及び補助率の嵩上げ

災害関連事業のうち、激甚法の適用を受ける事業の負担率及び補助率の嵩上げは、農業用施設に係るものにあつては上記1、海岸保全施設、地すべり防止施設に係るものにあつては上記3による。

<地財措置>

農地・農業用施設災害復旧事業関係

区分		対象施設等	起債充当率(%)		元利償還金に対する 地方交付税等の措置 (基準財政需要額 算入率(%))	備 考	
				現年			過年
災害 復 旧 事 業 債	補助災害	農地・農林漁業施設		80	70	95	注 1. 起債充当率の欄は100%のものを除き、各充当率に「おおむね」を付するものである。 注 2. 補助災害は、事業主体が都道府県又は市町村の場合に限り、国庫補助残額についての起債が認められる。 注 3. 農地等小災害は、1箇所の事業費が13万円以上40万円未満の激甚災害で事業費の合計額が800万円を超え、かつ農地等小災害債の起債1件限度額を超える市町村が対象となる。 注 4. 災害関連事業のうち、※印については、地方債、事業費補正の充当残が農業行政費等の単位費用に含まれる。 注 5. 補助災害・直轄災害・災害関連(農地災害関連区画・農村生活環境、鉍毒対策は除く。)の現年災分については、特別交付税の対象となっている。
		公共土木施設		100	90		
	単独災害	農林漁業施設	65			47.5～85.5〔財政力補正〕	
		公共土木施設	100				
	農地等小災害	農地 1戸当たり2万円以下 〃 超	50 74			100	
		農林業施設 1戸当たり2万円以下 〃 超	65 80				
	公共土木施設等小災害	公共土木施設	100			66.5～95.0〔財政力補正〕	
	直轄災害	農業用施設		80	70	95	
		地すべり防止施設		100	90		
	災害関連(公営企業債)	集落排水施設	100			50(特別交付税)	
	公 共 事 業 等 債	災害関連 上段:財源対策債等分 下段:通常分	農業用施設※ ため池※ 農地災害関連※	}	40 50	40 50	
海岸保全施設※			40 50		40 50		
地すべり防止施設※			40 50		40 50		
災害関連緊急地すべり 直轄災害関連緊急地すべり			}	10 80	- -	50 57	
災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策※				40 50	- -	50 0	
鉍毒対策※				40 50		50 0	

表中の数値は従来制度によるものであり、平成23年度第1号補正に関する地財措置においては、検討中のものがあります。詳しくはお問い合わせ窓口までご連絡ください。

<お問い合わせ窓口>

○ 事業に関すること

農村振興局整備部防災課 03-3502-6361

○ 地財措置に関すること

設計課 03-3595-6338

山林施設の復旧を支援します

<対象施設>

林地荒廃防止施設 溪間工事（治山ダム工等）

山腹工事（土留工等）

防災林造成工（防潮工等）

地すべり防止施設（集水井工、アンカー工等）

林道施設 【暫定法】

【負担法】

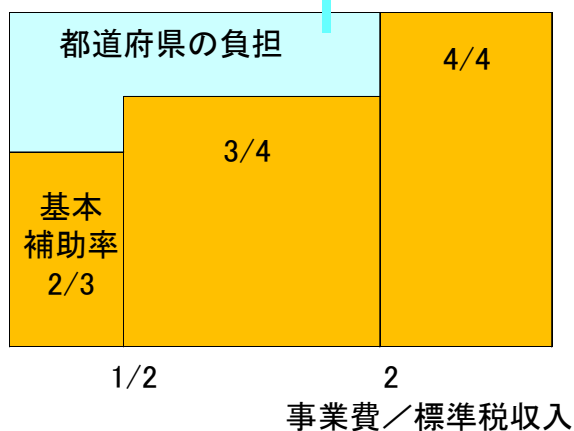
<主な事業>

区分	事業名	事業内容	事業主体	主な採択要件
復旧事業	治山施設災害復旧事業	被災した林地荒廃防止施設等の復旧	都道府県	工事費が120万円以上
	林道施設災害復旧事業	被災した林道施設の復旧	都道府県、市町村、森林組合等	工事費が40万円以上
関連事業	治山施設災害関連事業	林地荒廃防止施設等の復旧と併せて実施する改良事業	都道府県	全体工事費のうち災害関連工事費の占める割合が5割以下であり、かつ、災害関連事業の工事費が800万円以上
	災害関連緊急治山事業	災害により発生又は拡大した荒廃山地等で、緊急に行う復旧整備	都道府県	事業費が600万円超
	林地崩壊防止事業	激甚災害の指定に伴い実施する、再度災害防止のための復旧整備	市町村	事業費が200万円以上
	災害関連山村環境施設復旧事業	被災した山村環境施設の復旧	都道府県、市町村、森林組合等	受益戸数2戸以上 工事費が200万円以上

<補助率>

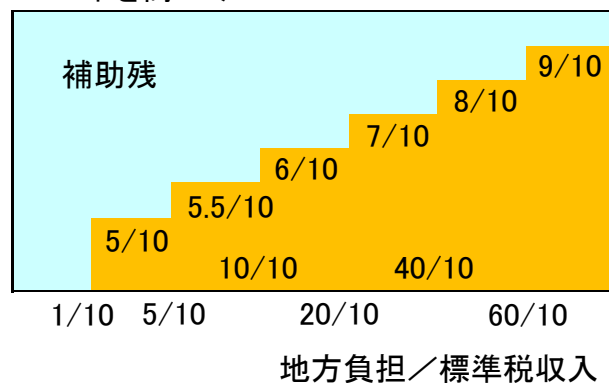
一般災害における国庫補助

林地荒廃
防止施設
地すべり
防止施設
【負担法】

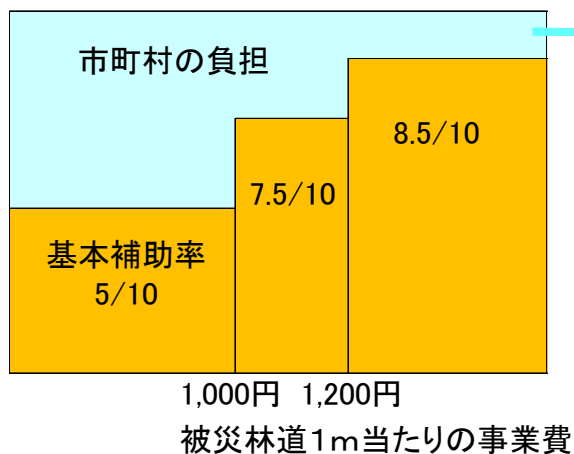


激甚災害における国庫補助

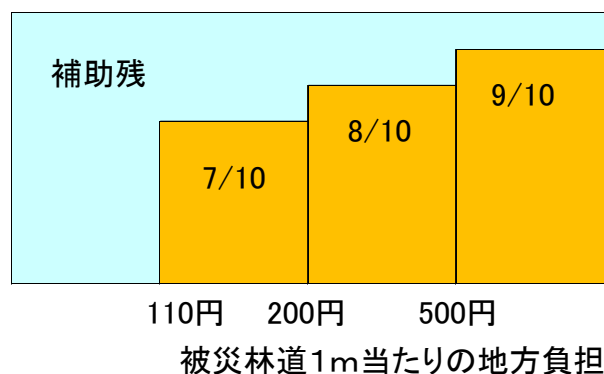
について、その年の激甚災害の復旧事業等に係る負担額を基に補助率を嵩上げ



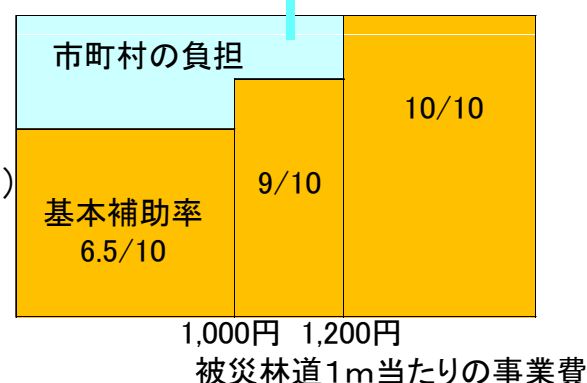
林道
(その他)
【暫定法】



について、被災林道1m当たりの負担額に基に補助率を嵩上げ



林道
(奥地幹線)
【暫定法】



<地財措置>

林地荒廃防止施設等【負担法】は補助残の100%、
林道【暫定法】は補助残の80%について、

災害復旧事業債（交付税算入率95%）

の充当が認められています。

<事業実施箇所（イメージ）>

地震・津波
緊急対策



被災した防潮工を復旧



激しい揺れにより被災した林道の復旧



地震により発生した崩壊箇所を緊急に復旧整備

<お問い合わせ窓口>

○林地荒廃防止施設等の災害復旧について

・林野庁森林整備部治山課 TEL 03-3501-4756（直通）

○林道の災害復旧について

・林野庁森林整備部整備課 TEL 03-3502-8064（直通）

災害復旧事業に関する資料を農林水産省 ホームページに掲載しています。

■漁港施設の災害復旧事業

http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_zigyo/saigai/

- ・ 水産関係土木施設等災害復旧事業の制度
- ・ 漁港や海岸の災害復旧(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)
- ・ 消波堤や荷さばき所の災害復旧
(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)
- ・ 水産関係土木施設等災害復旧簡単マニュアル(発災から査定まで)
- ・ 激甚災害制度の概要
- ・ 激甚災害制度の解説書(水産関係土木施設等)

このほかにも掲載しています。

お問い合わせ先

水産庁漁港漁場整備部防災漁村課

ダイヤルイン:03-3502-5638

■農地・農業用施設の災害復旧事業

http://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_hukkyuu/index.html

災害復旧事業制度の概要

- ・ 農地・農業用施設の災害復旧事業とは？
- ・ 速やかな復旧に向けて(農地・農業用施設災害復旧事業のあらまし)
- ・ 災害復旧の円滑な実施のために(災害復旧の実務)

災害復旧への支援

- ・ 農業農村災害緊急派遣隊(水土里(みどり)災害派遣隊)について
- ・ 農村災害ボランティアについて

このほかにも掲載しています。

お問い合わせ先 農村振興局整備部防災課

ダイヤルイン:03-3502-6361

■山林施設の災害復旧事業

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/saigai/kanpa/index.html>

治山施設災害復旧事業等

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/saigai/joho/index.html>

災害情報

- ・ 林野関係被害について
- ・ 災害の対応等について

お問い合わせ先

林野庁森林整備部治山課

ダイヤルイン:03-3501-4756

林野庁森林整備部整備課

ダイヤルイン:03-6744-2304